

# 地域密着型サービス事業所等の指定について

## 1. 指定手続きの流れ

指定手続きについては、「藤岡市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則」及び「藤岡市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則事務取扱要項」に基づき、別紙「指定事務の流れ」に示しております手順により取り扱っております。

## 2. 指定等の概要

### (1) 指定の要件

#### ①指定地域密着型サービス事業所

市長は、厚生労働省令の定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う予定者の申請に基づき、サービスの種類及び事業所ごとに指定します。

指定要件は以下のとおりです。

- ア. 申請者が法人格を有していること（営利、非営利は問わない）。
- イ. 事業所の従業者の知識、技能並びに人員が厚生労働省令の基準を満たしていること。
- ウ. 厚生労働大臣が定める事業の設備及び運営に関する基準に従って事業を行うことが可能であること。
- エ. 介護保険法第78条の2第4項各号及び第5項各号に該当しないこと。
- オ. 原則として事業所の所在地が市内であること。

#### ②指定地域密着型介護予防サービス事業所

市長は、厚生労働省令の定めるところにより、地域密着型介護予防サービス事業を行う予定者の申請に基づき、サービスの種類及び事業所ごとに地域密着型介護予防サービス事業所を指定します。

指定の要件は以下のとおりです。

- ア. 申請者が法人格を有していること（営利、非営利は問わない）。
- イ. 事業所の従業者の知識、技能並びに人員が厚生労働省令の基準を満たしていること。
- ウ. 厚生労働大臣が定める介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び事業の設備及び運営に関する基準に従って事業を行うことが可能であること。
- エ. 介護保険法第115条の11第2項各号及び第3項各号に該当しないこと。
- オ. 原則として事業所の所在地が市内であること。

### (2) 指定の更新

地域密着型サービス等についても平成18年4月以降は、改正介護保険法により6年ごとに指定の更新を受けなければなりません。ただし、介護保険法施行令附則第7条に規定する指定の有効期間の経過措置があります。

(指定更新の取扱い)

①平成12年4月1日～平成13年3月31日までに指定を受けた場合 最初の更新における指定有効期間は指定を受けた日から8年間
②平成13年4月1日～平成14年3月31日までに指定を受けた場合 最初の更新における指定有効期間は指定を受けた日から7年間
③平成14年4月1日～平成18年3月31日までに指定を受けた場合 最初の更新における指定有効期間は指定を受けた日から6年間
④平成18年4月1日以降に指定を受けた場合 最初の更新における指定有効期間は指定を受けた日から6年間

### (3) 指定の取消

地域密着型サービス等事業者が、以下の事由に該当する場合は、指定の取消対象となります。

- ①厚生労働省令で定められる人員、設備及び運営に関する基準を満たすことができなくなったとき
- ②地域密着型サービス等費の不正請求があったとき
- ③市長の報告徴収等に従わず、又は虚偽の報告をしたとき
- ④不正の手段により指定を受けたとき
- ⑤介護保険法第78条の9各号、第115条の17各号及び第115条の26各号のいずれかに該当するとき

市は、事業者に対して、報告の提出、種類の提示を求めたり、質問をしたり、設備、書類を検査することができます。

運営開始後、基準に違反することが明らかになった場合には、市長の指導等の対象となり、この指導等に従わない場合には、当該指定を取り消すことができます。

ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すことができます。

- ①次に掲げるとき又はその他の事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき
  - ア. 指定地域密着型サービス等の提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき
  - イ. 居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき
- ②利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
- ③その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反あったとき

### 3. 指定基準・介護サービス費等

介護保険法78条の4第1項第2項、第115条の13第1項第2項及び第115条の22第1項第2項に基づく厚生労働省令等によるものとします。藤岡市においては、独自の指定基準、介護報酬の基準は設けません。

指定基準等の具体的内容は、別途、国が示しております基準省令を確認して下さい。

### 4. 老人福祉法上の認可・届出について

老人福祉法上、地域密着型介護老人福祉施設は都道府県知事による認可が、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護については県知事への届出が必要です。

### 5. 生活保護法による指定介護機関の指定について

生活保護の受給者をサービスの対象とする場合は指定介護機関の届出が必要です。

### 6. 指定申請書及び介護報酬算定届出等の様式

指定申請書等については、藤岡市介護保険課ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードして使用して下さい。